

佐野市監査委員告示第13号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和3年11月25日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 川嶋 嘉一

第1 監査箇所

都市建設部（都市計画課、都市整備課、道路河川課、建築住宅課、空き家対策室、建築指導課、用地課）

第2 監査期間

令和3年10月1日から同年11月25日まで

第3 監査の結果

1 都市計画課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 都市整備課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 道路河川課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 建築住宅課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 空き家対策室

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

6 建築指導課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

7 用地課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。